評価・監視のあり方について

金本良嗣

東京大学 大学院経済学研究科・経済学部・空間情報科学研究センター

1.なぜ評価・監視が注目されているのか? 官官規制から顧客志向・成果志向型アプローチへ

旧来の方式:統制のメカニズム

- ·国民 議会 行政機関
- ・ 行政機構内部での官官規制:

大蔵省(予算)・総務庁(定員)・行政監察局(監視)・会計検査院(決 算検査) 他省庁

本省 出先機関

中央省庁 地方政府

官官規制の特徴

- ・予防的規制:××はしてはいけない。
- ・日本の官官規制は世界的に見て極端。はなはだしく古色蒼然。 硬直的な単年度会計制度、厳格な会計検査

例)厳格な積算検査。受注者間の競争をはぐくむ努力には関心が向けられない。 上からの統制によるコスト・コントロールには大きな限界があることの認識が 薄い。

新しい方向

顧客としての国民の視点から公共部門のあり方を見直す。

政策目標を明確にし、パフォーマンスによる評価を行う。

官官規制を緩和して、経営の弾力化。その代わりにパフォーマンスの厳しい 評価を行う。

2.評価・監視のタイプ

「政策評価の現状と課題~政策評価研究会中間報告~」平成10年9月政策評価研究会(事務局:通商産業省大臣官房政策評価広報課) http://www.miti.go.jp/feedback-j/ipabu00j.pdf

対象、手法の多様性

- ・公共事業のプロジェクト評価:進行中
- ・事務事業評価:一部の地方自治体で進行中

- ・規制インパクト分析:安全規制、環境規制等に有効。日本では未着手。
- 政策評価:模索中
- ・その他:(1)費用負担等についての評価・監視,(2)執行の組織形態に関する評価・監視,(3)入札契約方式に関する評価・監視
- 3. 有効なチェックアンドバランスと透明性

複線的な評価・監視の必要性

- ・行政監察局、国会、会計検査院、第三者機関(臨調、行政改革委員会等)、 民間機関、大学の研究者
- ・政策の品質を高めるためには競争が必要
- ・各省庁は所管分野について独占権(国家行政組織法) 政策立案における独 占の弊害、省益が国益に優先される傾向

透明性

- ・所管省庁による情報独占 政策立案における競争の阻害
- ・情報公開法
- ・情報収集コストの低減が必要。米国の Freedom of Information Act (電子媒体による公開を義務づけ)。日本版 FIA が必要。
- ・個表データの利用可能性の拡大:各種の政策が企業、個人に及ぼす影響の分析のためには個表データが必要。欧米諸国ではプライバシー保護に配慮しながら、研究者に対する積極的な公開(アメリカ統計局の個表データ利用センター)。

国民、代表者、専門家の関係

- ・評価・監視の活動は広範な情報収集と高度な専門的分析を必要とする 専門 家の必要性
- ・代表者と専門家の間の関係が重要
- ・行政による情報独占 行政に協力する専門家の中立性や能力に疑念
- ・徹底した情報公開による複線的な評価が必要
- 4.評価・監視における議会

評価・監視における議会の役割

- ・評価のタイミングや内容等についての手続きルールの制定:現状では個別省 庁の自主ルール
- ・情報公開に関するルールづくり:公開内容、公開媒体についてのルール(評価に用いたデータ等の公開の義務づけ、インターネットでの公開の義務づけ)。特に、公共事業の評価について急務。
- ・政策の代替案についてのオープンな議論の場
- ・評価・監視をアクション(改革)に結びつける役割

他機関との関係

・評価情報提供者に対する発注元としての議会:発注先は会計検査院、各省庁、

民間機関。

- ・米国議会と GAO:議員の個別利害に基づく依頼を防止するために、委員会からの依頼を原則とする。調査テーマの選択は院長を含む GAO の最高幹部が出席する Job Starts Committee による。
- ・考慮事項: 議員のモラル・ハザードを防ぐ。 最も適した発注先の選択。 議会は調査主体となる必要はないが発注者として有効な役割を果たすだけの人 的資本(議員スタッフ)が必要。 既存組織(会計検査院、議会事務局等)の 改革の必要。 人材の流動性が必要。